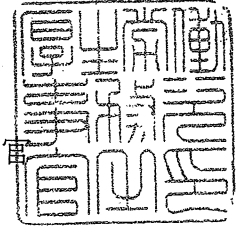


平成23年度生活衛生関係営業対策 事業費補助金交付要綱一部改正

厚生労働省発健1227第17号
平成23年12月27日

各 都 道 府 県 知 事
財団法人全国生活衛生営業指導センター理事長 殿
各 生 活 衛 生 同 業 組 合 の 長
各 生 活 衛 生 同 業 組 合 連 合 会 の 長

厚生労働事務次官



平成23年度生活衛生関係営業対策事業費補助金
の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成23年6月13日厚生労働省発健第0613第10号本職通知の別紙「平成23年度生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成23年4月1日より適用することとしたので通知する。

別紙

平成23年度生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱（抄）

（通則）

- 1 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第63条及び第63条の2並びに公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号。以下「確保法」という。）第6条に基づく生活衛生関係営業対策事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、生衛法、確保法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 本補助金は、生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、平成23年4月1日健発0401第29号厚生労働省健康局長通知の別紙「生活衛生関係営業対策事業実施要綱」に基づき設置する、生活衛生関係対策事業費補助金審査・評価会による審査（（1）の⑤のイの事業を除く。）を受け採択された次の事業を交付の対象とする。
- （1）生衛法第57条の3に基づいて指定が行われた都道府県生活衛生営業指導センターが行う平成23年4月1日健衛発0401第7号厚生労働省健康局生活衛生課長通知（以下「課長通知」という。）に定める以下の事業に対して都道府県が補助する事業
- ①相談指導事業
 - ②分野調整等協議会等事業
 - ③情報化整備事業
 - ④後継者育成支援事業
 - ⑤健康・福祉対策推進等事業
 - ア 健康・福祉対策推進事業
 - イ 公衆浴場原状回復事業（東日本大震災により被害を受けた公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場であって、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき入浴料金が定められるものをいう。）の原状回復に対して補助する事業）
 - ⑥消費者コールセンター等事業
- （2）生衛法第57条の9に基づいて指定が行われた財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）が行う課長通知に定める以下の事業
- ①指導・研修事業
 - ②消費者対応事業
 - ③情報ネットワーク事業
 - ④経営安定化事業
 - ⑤衛生水準確保・振興調査研究事業

- (3) 生衛法第3条に基づいて組織された生活衛生同業組合及び生衛法第53条に基づいて組織された生活衛生同業組合連合会が行う課長通知に定める以下の事業
- ①国（審査・評価会）が策定する先進的モデル事業（特別課題15を除く。）
 - ②全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合が実施する提案課題
 - ③国（審査・評価会）が策定する先進的モデル事業（特別課題15）

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出した額の合計額とする。
ただし種目ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 3の(1)の事業の場合
- ア 別表1の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して、少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。
- (2) 3の(2)の事業の場合
- ア 別表第2の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
- (3) 3の(3)の事業の場合
- ア 別表第3の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付額の下限)

- 5 4の(1)により算出された額（人件費及び3の(1)の⑤のイの事業を除く。）が150万円に満たない場合、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更（それぞれの種目の配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、3の(3)の①及び②と③の事業に要する経費の配分の変更は認めない。
 - (2) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するま

で厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 3の(1)の事業の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 3の(2)及び3の(3)の事業の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式3により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (10) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (11) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には(1)から(9)までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において(1)から(4)まで、(6)及び(9)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、「都道府県知事の承認」と読み替えるものとする。
- (12) (11)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (13) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部、又は、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (14) 全国指導センターが国所管の特例民法法人である場合は、この補助金にかかる支出明細書を別紙様式5により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は平成24年7月10日のいずれか早い日まで厚生労働省に報告しなければならない。

(申請の手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 3の(1)の事業

補助事業者は、別紙様式2-1による申請書に関係書類を添えて、平成23年8月24日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。なお、3の(1)の⑤のイの事業については、平成24年1月20日までとする。

(2) 3の(2)の事業

補助事業者は、別紙様式2-2による申請書に関係書類を添えて、平成23年8月24日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(3) 3の(3)の事業

補助事業者は、別紙様式2-3による申請書に関係書類を添えて、平成23年8月24日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い平成24年1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 国は、7若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 10 厚生労働大臣は、原則として支払うべき額が確定した後、補助事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払いを行う。この場合において、厚生労働大臣は、補助事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、補助事業者が概算払により支払いを要望する場合は、厚生労働大臣は補助事業者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は平成24年4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表1

1 種目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
人 件 費	<p>次により算出された額（ただし、相談指導事業の事業評価を踏まえ、20%の範囲内で削減する場合があります。）</p> <p>(1) 給与を支給する場合</p> <p>ア 経営指導員給与</p> <p>(ア) 職員俸給 248,100円×厚生労働大臣が必要と認めた人員(以下「人員」という。)×厚生労働大臣が必要と認めた設置月数(以下「設置月数」という。)</p> <p>(イ) 扶養手当 一般職の職員の給与等に関する法律(昭和25年法律第95号(以下「給与法」という。))第11条に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額</p> <p>(ウ) 地域手当 給与法第11条の3に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額</p> <p>(エ) 住居手当 給与法第11条の10に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額</p> <p>(オ) 通勤手当 給与法第12条に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額</p> <p>(カ) 期末手当 給与法第19条の4に基づき職員ごとに算定した額の合計額 ただし、期別支給割合については次のとおりとする。 6月期 1.225月 12月期 1.375月</p> <p>(キ) 勤勉手当 給与法第19条の7に基づき職員ごとに算定した額の合計額 ただし、期別支給割合については次のとおりとする。 6月期 0.675月 12月期 0.675月</p> <p>(ク) 超過勤務手当 給与法第16条に基づき職員ごとに算定した額の合計額</p>	<p>3の(1)に定める事業を行うために必要な経営指導員及び事務職員に対する職員基本給(職員俸給、扶養手当、地域手当)、職員諸手当(住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当)、超過勤務手当、福利厚生費(厚生年金保険料又は共済年金保険料、健康保険料、労働者災害補償保険料、雇用保険料、介護保険料、児童手当拠出金及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金)に係る事業主負担分及び非常勤経営指導員手当</p>

1 種目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
人 件 費	<p>(ケ) 福利厚生費</p> <ul style="list-style-type: none"> a 厚生年金保険料又は共済年金保険料 b 健康保険料 c 労働者災害補償保険料 d 雇用保険料 e 介護保険料 f 児童手当拠出金 g 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金 <p>の額の事業主負担分とする。 ただし、算出基礎の対象となる職員俸給等については上記 (ア) ~ (ク) のみとする。</p> <p>イ 事務職員給与</p> <p>(ア) 職員俸給 152,500円×人員×設置月数</p> <p>(イ) 扶養手当 給与法第11条に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額</p> <p>(ウ) 地域手当 給与法第11条の3に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額</p> <p>(エ) 住居手当 給与法第11条の10に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額</p> <p>(オ) 通勤手当 給与法第12条に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額</p> <p>(カ) 期末手当 給与法第19条の4に基づき職員ごとに算定した額の合計額 ただし、期別支給割合については次のとおりとする。</p> <p>6月期 1.225月 12月期 1.375月</p> <p>(キ) 勤勉手当 給与法第19条の7に基づき職員ごとに算定した額の合計額 ただし、期別支給割合については次のとおりとする。</p> <p>6月期 0.675月 12月期 0.675月</p>	

1 種目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
人 件 費	<p>(ク) 超過勤務手当 給与法第16条に基づき職員ごとに算定した額の合計額</p> <p>(ケ) 福利厚生費</p> <ul style="list-style-type: none"> a 厚生年金保険料 b 健康保険料 c 労働者災害補償保険料 d 雇用保険料 e 介護保険料 f 児童手当拠出金 g 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金の額の事業主負担分とする。 <p>ただし、算出基礎の対象となる職員俸給等については上記(ア)～(ク)のみとする。</p> <p>(2) 非常勤経営指導員に対し手当を支給する場合 (1) のアの(ア)の単価×人員×設置月数</p>	
事 業 費	<p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>3の(1)(⑤のイを除く)の事業を行うために必要な諸謝金、旅費、賃金、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、会場借料、会議費、雑役務費、委託費、備品購入費</p> <p>3の(1)の⑤のイの事業を行うために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)</p>

別表 2

1 種目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
人 件 費	51,110,000円	3の(2)に定める事業を行うために必要な中央指導員、研究員、補助員に対する職員基本給(職員俸給、扶養手当、地域手当)、職員諸手当(住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当)、管理職手当(中央指導員)、超過勤務手当、福利厚生費(厚生年金保険料、健康保険料、労働者災害補償保険料、雇用保険料、介護保険料、児童手当拠出金及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金)に係る事業主負担分
事 業 費	厚生労働大臣が必要と認めた額	3の(2)の事業を行うために必要な諸謝金、旅費、賃金、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、会場借料、会議費、雑役務費、委託費、備品購入費

別表 3

1 種目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
事 業 費	厚生労働大臣が必要と認めた額	3の(3)の①及び②の事業を行うために必要な諸謝金、旅費、賃金、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、会場借料、会議費、雑役務費、委託費、備品購入費
	厚生労働大臣が必要と認めた額	3の(3)の③の事業を行うために必要な諸謝金、旅費、賃金、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、会場借料、会議費、雑役務費、委託費、備品購入費